

賃貸アパート退去時の 原状回復のトラブルに注意

具体事例

家賃6万5千円で2年間住んだ築30年のアパートを退去了した。管理会社から、壁クロスの張り替え代、床工事費、ハウスクリーニング代、エアコン洗浄費など約17万円の原状回復費用を請求された。ハウスクリーニング代とエアコン洗浄費は契約書に記載があるので支払うが、壁や床は汚していないし、壁のクロスは入居時からつぎはぎだらけだったため、支払いたくない。

アドバイス

賃貸住宅を退去する際の原状回復について、年月の経過による変化や普通に使つていて付いた傷などの修繕費用は、借主が負担する必要はないとしています。納得できない費用を請求された場合は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に説明を求め、話し合いましょう。

契約する際は、契約内容や特約などをよく確認しましょう。また、退去時だけでなく入居時も、貸主と一緒に部屋の状態を確認し、確認内容をメモしたり、傷や汚れの写真を撮つたりして記録に残しましょう。

参考：「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」はこちら



問合せ先

射水市消費生活センター（生活安全課内）

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後4時
☎ 52-17974

富山県消費生活センター高岡支所
(高岡市御旅屋町101番地) 御旅屋セリオ5階

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時
☎ 25-12777

消費者ホットライン ☎ 1188



学生納付特例はどんな制度？

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり保険料の納付が義務づけられます。大学生などの学生は、在学中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます（修業年が1年未満の課程など対象となる学校もあります）。

納付猶予期間のメリット

- 受け取る際の年金額には反映しませんが、年金を受け取るために必要な「期間」に算入されます。
- 病気やけがで障害が残ったとき、障害基礎年金などを受け取ることが可能になります。

申請の流れ

- 紙による申請または電子申請が可能です。紙による申請の場合は、市役所または年金事務所に備え付けの申請書に、学生証の写し(両面)、または在学証明書(原本)を添付して申請してください。電子申請の場合は、マイナポータルから年金の手続きを利用して申請が可能です。
- 紙による申請の提出先は、住民登録している市区町村窓口です。
- 申請後2、3か月で承認または却下通知書が届きます。承認期間は4月～翌年3月の1年間です。却下通知書が届いた際は保険料の納付をお願いします。

※申請は、過去2年1か月分まで遡ることができます。令和8年度の申請は、令和8年4月1日から受付けます。

※現在、承認されている方で、令和8年度も在学期間に確認できた方には、更新の案内がハガキ形式の申請書または電子データで送付されます。

※学生納付特例制度には所得制限があります。

保険料の追納について

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料を納めること(追納)ができます。追納額は当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乗せされたものです。

問合せ先 保険年金課 ☎ 51-6628

高岡年金事務所 ☎ 21-4180(音声案内②→②番)

※令和7年5月26日から戸籍の記載事項に「氏名のフリガナ」が追加されました。フリガナの修正手続きをされた場合は年金の振込ができなくなる可能性があります。日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」(口座名義変更のご案内)が届いた場合は、金融機関の窓口などで口座名義(フリガナ)の変更手続きを行ってください。